

令和4年度第2回千葉市国民健康保険運営協議会
令和5年2月1日
千葉市健康保険課

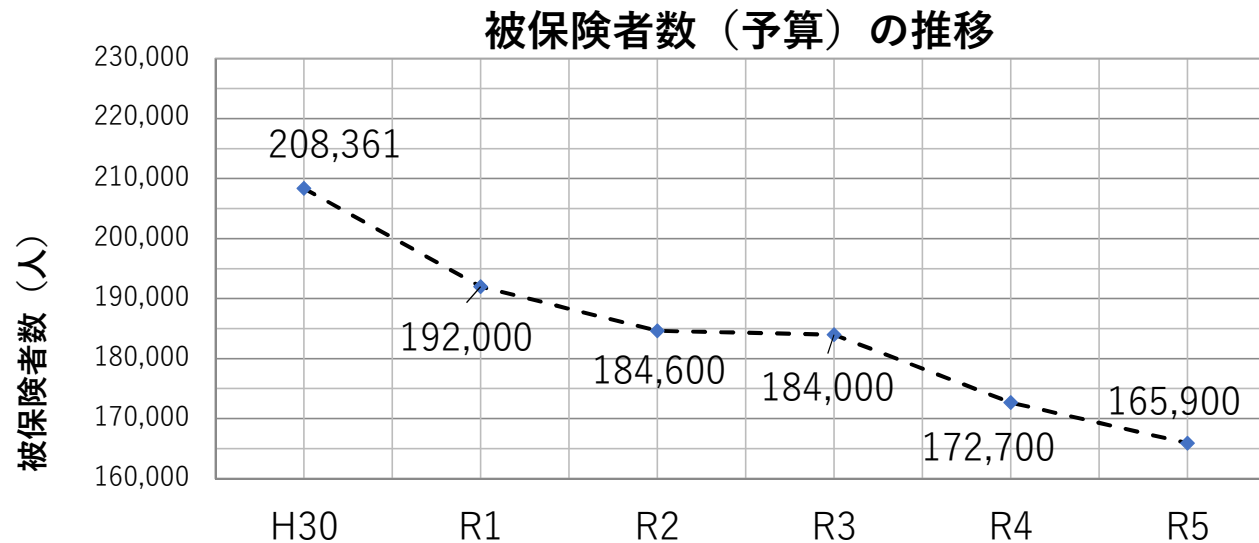
令和5年度当初予算（案）及び 国民健康保険料の改定（案）について

1 令和5年度当初予算（案）について

令和5年度当初予算（案）について

● **被保険者数：165,900人（前年度比 ▲6,800人 ▲3.9%）**

- ⇒ ・団塊の世代の後期高齢者への移行が増加することによる減少
- ・社会保険の適用拡大によって、国保から社保へ移行することによる減少



● **予算規模は826億円**で、令和4年度当初予算と比べ、**7億8千万円(1.0%)増**

- ⇒ ・被保険者数は減少するも、保険給付費及び納付金の金額は増加し予算規模は拡大

（単位：億円）

年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
予算額	924.9	881.7	825.2	819.8	818.2	826.0
増減額(対前年度)	▲ 197.7	▲ 43.2	▲ 56.5	▲ 5.4	▲ 1.6	7.8
増減率(対前年度)	▲17.6%	▲4.7%	▲6.4%	▲0.7%	▲0.2%	1.0%

令和5年度当初予算（案）について

【歳入】

(単位:億円)

区 分	R5(a)	R4(b)	増減(a)-(b)	増減率	
国民健康保険料	178.9	176.6	2.3	1.3%	
法定繰入金	基盤安定繰入金	43.4	41.8	1.6	3.8%
	その他	15.1	15.0	0.1	0.7%
法定外繰入金	ルール分	5.1	5.5	▲ 0.4	▲ 7.3%
	収支不足分	0.0	0.0	0.0	—
基金繰入金	3.6	0.0	3.6	—	
県支出金	577	576.7	0.3	0.1%	
その他(国庫支出金、諸収入)	2.9	2.6	0.3	11.5%	
計	826.0	818.2	7.8	1.0%	

● 主な増減

・保険料：178.9億円
(対前年度比 +2.3億円 +1.3%)

・基金繰入金：3.6億円 (皆増)
⇒ 次項にて説明

・基盤安定繰入金：43.4億円
(対前年度比 +1.6億円 +3.8%)
⇒ 低所得者への軽減措置拡大のための、
軽減判定所得の引上げによる影響等

※基盤安定繰入金

保険料軽減の対象となる被保険者の
保険料軽減相当額を公費で補填する
もの(負担割合に応じて、国、県、
市が負担)

令和5年度当初予算（案）について

【歳出】

(単位:億円)

区 分	R5(a)	R4(b)	増減(a)-(b)	増減率
総 務 費	11.5	11.6	▲ 0.1	-0.9%
保険給付費	568.9	567.2	▲ 1.7	0.3%
納 付 金	238.2	231.0	▲ 7.2	3.1%
保 健 事 業	6.2	6.8	▲ 0.6	-8.8%
その他(還付金等)	1.2	1.6	▲ 0.4	▲25.0%
計	826.0	818.2	▲ 7.8	1.0%

●主な増減

・保険給付費：568.9億円
(前年度比 +1.7億円 +0.3%)

一人当たり保険給付費：34.3万円
(前年度比 +1.5万円 +4.4%)

・納付金：238.2億円
(前年度比 +7.2億円 +3.1%)

一人当たり納付金：143,571円
(前年度比 +9,795円 +7.3%)

⇒ 高齢化の進展や医療の高度化等の影響により、一人当たりの金額は増額

※保険給付費

医療費に対する保険者負担分。給付費に対しては県支出金が交付される。
(療養給付費、療養費、高額療養費、出産育児一時金、傷病手当金等)

※納付金

県内の保険給付費等の費用を賄うために、市から県に納めるもの

令和5年度当初予算（案）について

●令和5年度 拡充事業

- ・出産育児一時金の引上げ：予算額 210,000千円
 出産にかかる経済的負担軽減のため、令和5年4月から施行
 1児：50万円（+8万円） 対象件数：420件
- ・特定保健指導にICT機器を活用：予算額 1,930千円
 特定保健指導にICT機器を活用し、生活習慣の改善を促進する。
 対象者：60人（動機付け支援：48人 積極的支援：12人）

●令和5年度 収支改善のための取り組み

- ・歳入の確保：国民健康保険料の徴収強化
 [取組内容] ・滞納者への納付書付文書の催告
 ・SMS(ショートメッセージサービス)を使用した催告
 ・差押えの強化

	R4	R5	差
現年分	93.8	93.9	0.1
滞納繰越分	22.3	24.3	2.0
合計	83.7	85.1	1.4

- ・歳出の抑制：ジェネリック医薬品の利用促進
 [取組内容] ・ジェネリック医薬品に切り替えた場合の差額通知発送
 ・ジェネリック医薬品希望シールの配付
 ・市政だよりによる普及啓発

2 国民健康保険料の改定（案）について

国民健康保険料の改定（案）について

国民健康保険法施行令等の改正に伴い、以下の内容を反映する。

1 賦課限度額の引上げ（保険料の上限を引上げ）

区分	医療分	支援分	介護分	合計
改定前	65万円	20万円	17万円	102万円
改定後	65万円	<u>22万円</u>	17万円	<u>104万円</u>

2 軽減判定所得の引上げ（低所得者への軽減措置を拡大）

区分	2割軽減	5割軽減	7割軽減
令和4年度	43万円+52万円×世帯人数	43万円+28.5万円×世帯人数	43万円
令和5年度	43万円+ <u>53.5万円</u> ×世帯人数	43万円+ <u>29万円</u> ×世帯人数	43万円
差	+1.5万円	+0.5万円	±0万円

3 出産育児一時金の引上げ

出産育児一時金50万円の1/3から国庫補助(5千円/児・2,100千円)を除いた金額を保険料で賄う。

国民健康保険料の改定（案）について

令和4年度の保険料率で保険料を計算した場合、歳入・歳出との差引きで**10.2億円の歳入不足**

【歳入】 (単位:億円)

区 分		R5	R4
国民健康保険料		174.1	176.6
法定繰入金	基盤安定繰入金	41.6	41.8
	その他	15.2	15.0
法定外繰入金	ルール分	5.1	5.5
	収支不足分	10.2	0.0
基金繰入金		0.0	0.0
県支出金		577.1	576.7
その他(国庫支出金、諸収入)		2.7	2.6
計		826.0	818.2

【歳出】 (単位:億円)

区 分	R5	R4
総務費	11.5	11.6
保険給付費	568.9	567.2
納付金	238.2	231.0
保健事業	6.2	6.8
その他(還付金等)	1.2	1.6
計	826.0	818.2

【基金保有額】 (単位:億円)

区 分	R5 (R5.3.31現在)	R4 (R4.3.31現在)
国民健康保険財政調整基金	23.9	20.3

●保険料改定（案）

歳入不足となる10.2億円に対し基金を繰入れることにより、保険料改定率を引き下げる。

(1) 本年度財政調整基金の積立額となる**3.6億円**を歳入予算に繰入れし、補填財源として活用

(2) なお不足する**6.6億円**を保険料の増額改定で対応

保険料改定率：基金繰入れなし **4.57%** ⇒ 基金を繰入れ **2.88%**

基金残高：20.3億円（3.6億円取崩した場合）

国民健康保険料の改定（案）について

●改定後保険料率

区分	医療分			支援分			介護分		
	R4	R5	差	R4	R5	差	R4	R5	差
所得割	6.71%	6.81%	0.10 P	2.66%	2.73%	0.07 P	2.32%	2.34%	0.02 P
均等割	19,920円	20,640円	720円	7,680円	8,400円	720円	10,560円	10,800円	240円
平等割	24,000円	24,840円	840円	9,240円	10,200円	960円	8,040円	8,160円	120円

※介護分は40歳～64歳の加入者が対象

●1人あたり平均保険料（年額）

区分	令和5年度		差(B)-(A)
	料金改定前(A)	料金改定後(B)	
医療・支援	97,396円	100,359円	2,963円
医療・支援・介護	107,474円	110,570円	3,096円